

# 高知市東部総合運動場スポーツ施設及び屋外便所清掃業務仕様書

件名 高知市東部総合運動場スポーツ施設及び屋外便所清掃業務

委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

業務内容 以下第1章～第4章のとおり

## 第1章 一般事項

1. 適用 本編は、高知市東部総合運動場スポーツ施設及び屋外便所清掃業務に適用する。
2. 用語の定義 本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ゴム床タイル等の床をいう。
  - (2) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート等の床をいう。
  - (3) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
  - (4) 「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。
3. 清掃業務の範囲
  - (a) 清掃の対象となる部分は、第2章及び別図による。
  - (b) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
    - (1) 家具、什器等があり清掃が困難な部分。
    - (2) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分。
    - (3) 利用中の施設等、あらかじめ施設管理者に清掃免除の指示を受けた場合。
  - (c) 天井高さ3.5mを越える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。
4. 臨時の措置 臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理者に報告し、対応について協議する。
5. 業務の報告
  - (a) 清掃業務完了月ごとに、以下の書類をもって、施設管理者へ報告する。
    - (1) 従事者勤務実績簿
    - (2) 屋外便所清掃業務報告書
    - (3) スポーツ施設清掃日誌
    - (4) 作業写真（ワックス定期清掃のみ）
  - (b) 施設管理者の指示により清掃を省略した箇所は、その旨を報告書に記述する。
  - (c) 施設管理者から業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

6. 労務台帳の作成	本業務は、「高知市公共調達条例」に規定する特定業務委託契約に該当する。高知市の定める様式により労務台帳を作成し備え置くとともに、その写しを施設管理者に提出すること。また、特定業務に関する事項について、事前に労働者等に周知をすること。
7. 使用資機材	清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理者の承諾を受ける。
8. 資機材等の保管	清掃に使用する資機材等は、施設管理者の指示する場所に整理して保管する。
9. 注意事項	使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを選択し、使用する。
10. 従事者の要件	本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に準じた随意契約である。委託期間を通じて従事する者のうち、60歳以上の者の割合がおおむね3分の2以上又は55歳以上の者の割合がおおむね4分の3以上であること。
11. 服装等	業務関係者は、作業に適した服装で統一すること。
12. 提出書類	業務開始日前及び変更が生じた場合は都度、以下の書類を提出すること。 (1) 従事者名簿 (2) 委託料積算表

## 第2章 清掃面積

### (1) 屋外便所

体育センター前便所	46.08 m <sup>2</sup>
グラウンド管理事務所南側便所	16.20 m <sup>2</sup>
西公園便所	14.66 m <sup>2</sup>
テニスコート北側便所	98.00 m <sup>2</sup>
テニスコート南側便所	98.00 m <sup>2</sup>
屋外便所合計	272.94 m <sup>2</sup>

### (2) スポーツ施設

体育センター	143.00 m <sup>2</sup>
北管理事務所	104.00 m <sup>2</sup>
テニスコートクラブハウス	155.28 m <sup>2</sup>
（うち更衣室）	41.00 m <sup>2</sup>
テニスコート運営棟	33.12 m <sup>2</sup>
スポーツ施設合計	435.40 m <sup>2</sup>

第3章 屋外便所の清掃（スポーツ施設内の便所は別途第4章を参照）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 除塵		
・自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵		隅は自在ぼうき，広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き，集めたごみは所定の場所に搬出する。
・真空掃除機を併用する除塵		隅は真空掃除機で，広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き，集めたごみは所定の場所まで搬出する。
b. 全面水拭き		床全面をモップで水拭きをする。
2. 床以外の清掃		
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し，容器の外面で汚れた部分は，タオルで水拭き及び乾拭きをする。
b. 扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は，水または適正洗剤を用いて拭く。
c. 洗面台・水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し，拭く。
d. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き，乾拭きする。
e. 衛生器具（便器）	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し，拭く。
f. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集し，容器の外面で汚れた部分は，タオルで水拭き及び乾拭きをする。
g. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー，水石鹼の補充をする。

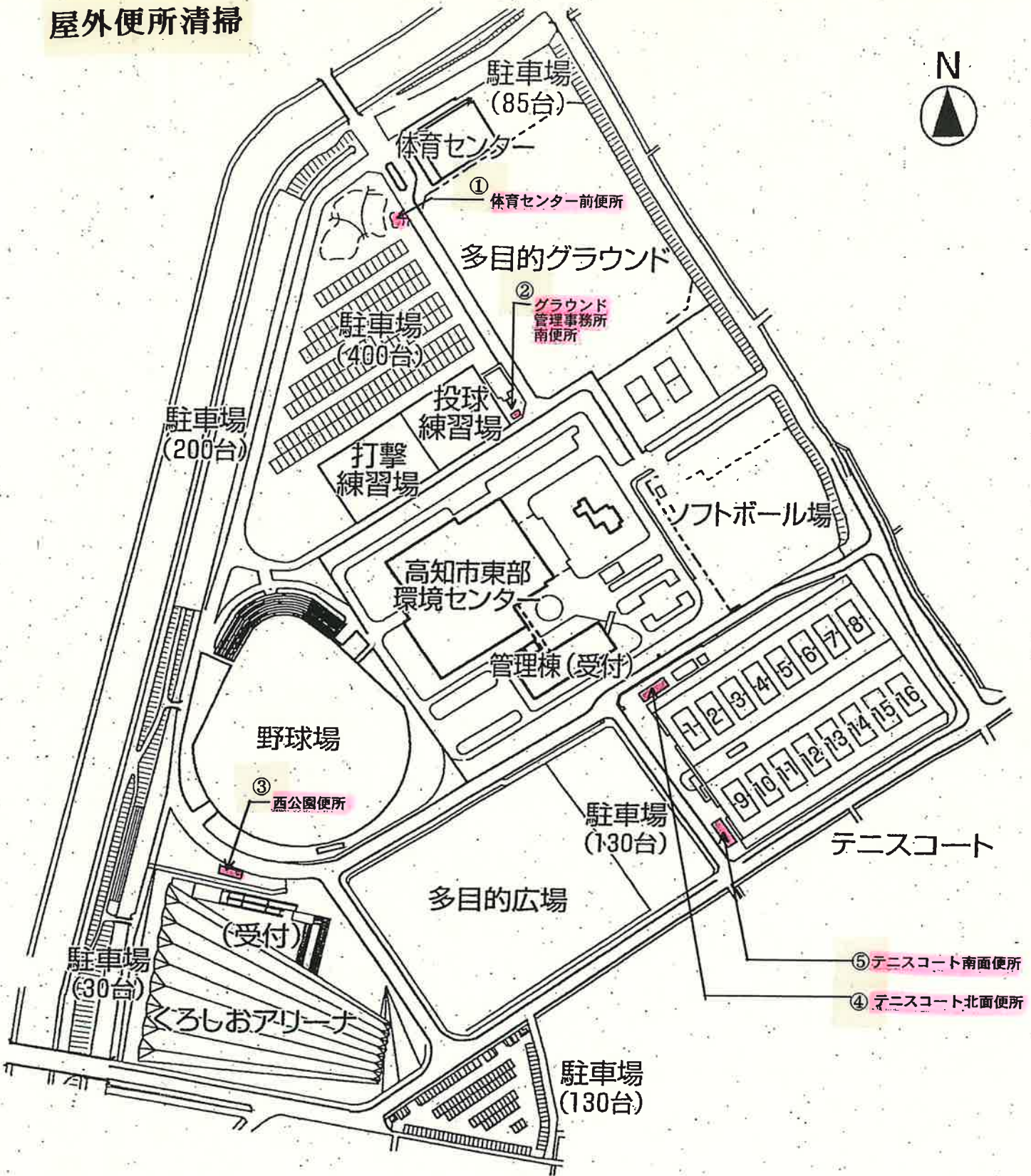
清掃回数：週3回（年間155日）

※ 12月29日～1月3日の2回を除き，3月31日に実施。

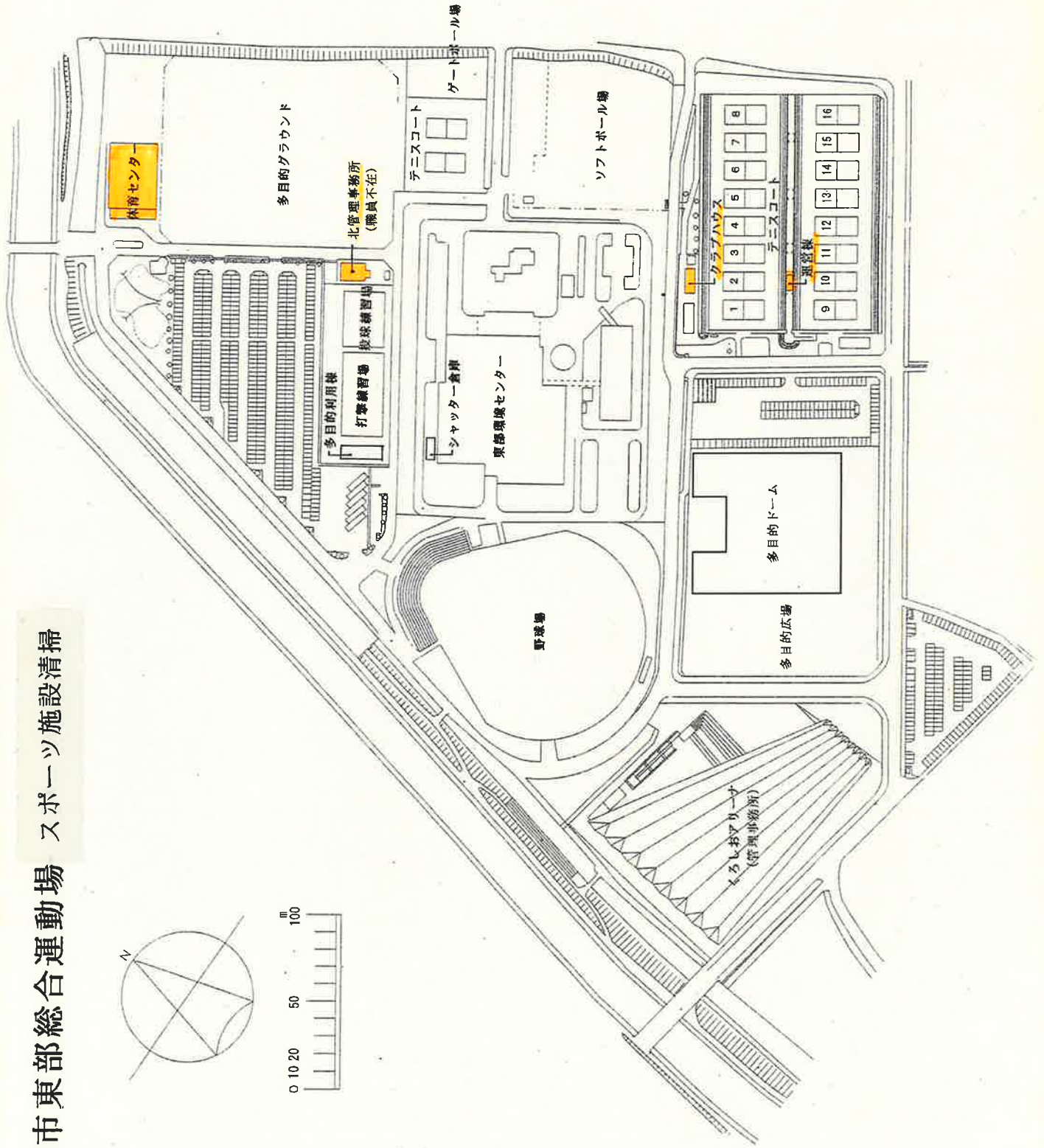
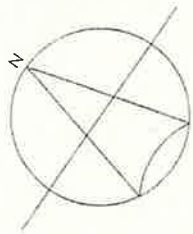
第4章 スポーツ施設の清掃

清掃内容	作業内容	回数	施設名			備考
			体育センター	北管理事務所	テニスコートクラブハウス	
日常清掃	①床の掃き拭き ②靴箱の掃き掃除 ③ガラス拭き ④更衣棚の清掃 ⑤便所の清掃 ・床の洗浄 ・便器洗浄 ・鏡拭き ・消耗品の補充 ・汚物処理 ⑥掃き掃除	毎日	○玄関 ○ホール ○通路 ○男子更衣室 ○女子更衣室 ○男子便所 ○女子便所 ○身障者便所 ○器具庫 ○事務室			※土日祝日・12/29～1/3を除く 年間清掃回数 241回
		月 1 回	○ホール ○本部席(北) ○会議室(南) ○男子トイレ ○女子トイレ		年間清掃回数 12回	
	①床の清掃 ②更衣棚の清掃 ③洗面台の洗浄 ④スノコの清掃 ①繊維床の除塵 ②什器の水拭き ③洗面台の洗浄 ④シャワーユニット内の洗浄	週 2 回		○男子更衣室(1F) ○女子更衣室(1F)		※12/28～1/3の週は1回 年間清掃回数 103回
定期清掃	①表面洗浄 (床保護剤の塗布を含む)	月 1 回		○ホール(1F) ○医務室(1F) ○男子シャワー室(1F) ○女子シャワー室(1F) ○事務室(2F) ○湯沸室(2F) ○休憩コーナー(2F) ○VIP室(2F)	○運営棟内 年間清掃回数 12回	
		2ヶ月に1回	○玄関 ○ホール ○通路 ○器具庫 ○男子更衣室 ○女子更衣室 ○男子便所 ○女子便所 ○身障者便所 ○事務室		年間清掃回数 6回	
		年 1 回	○ホール ○本部席(北) ○会議室(南) ○男子便所 ○女子便所		※年1回(12月以降で指定の日) 年間清掃回数 1回	

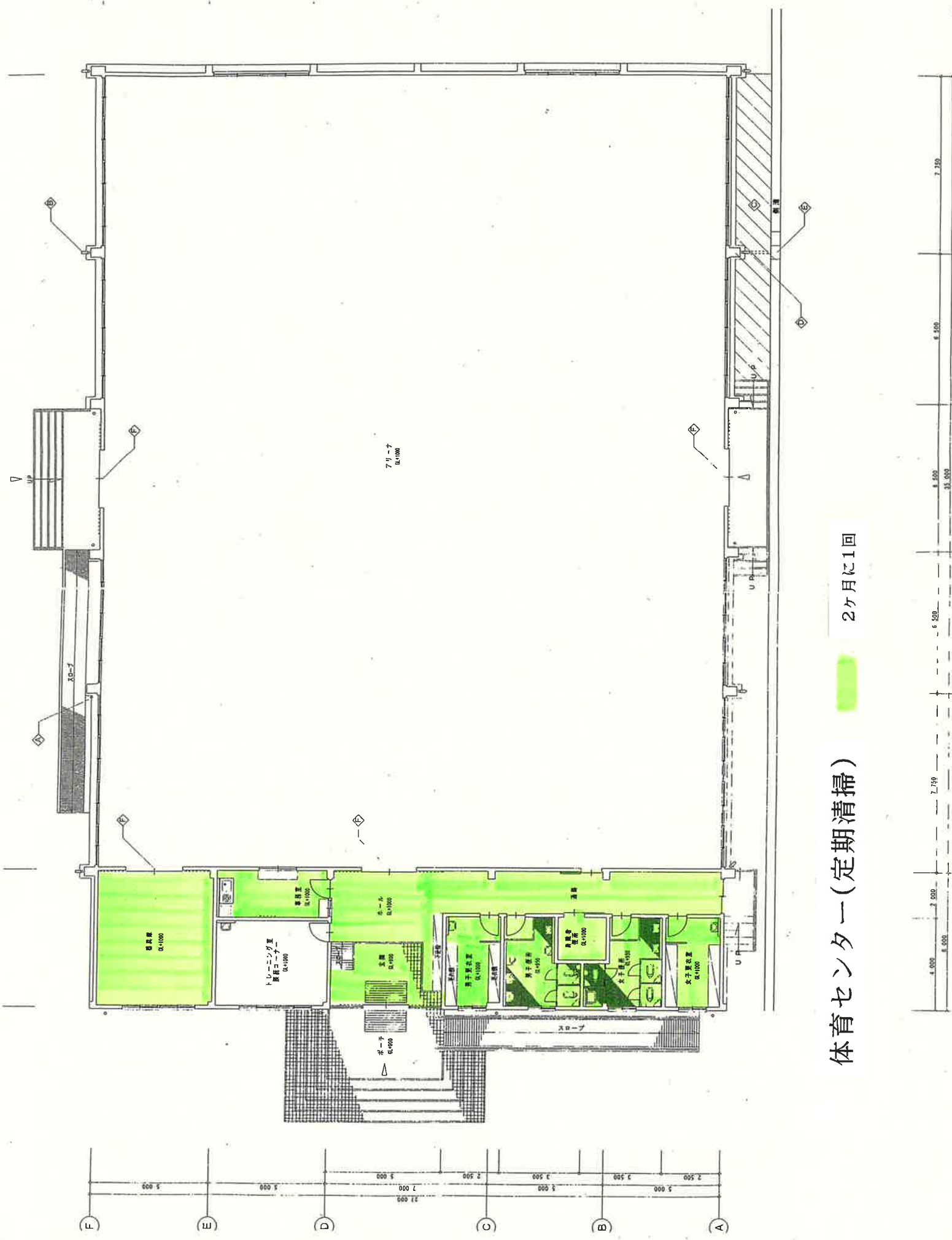
# 屋外便所清掃



# 高知市東部総合運動場 スポーツ施設清掃

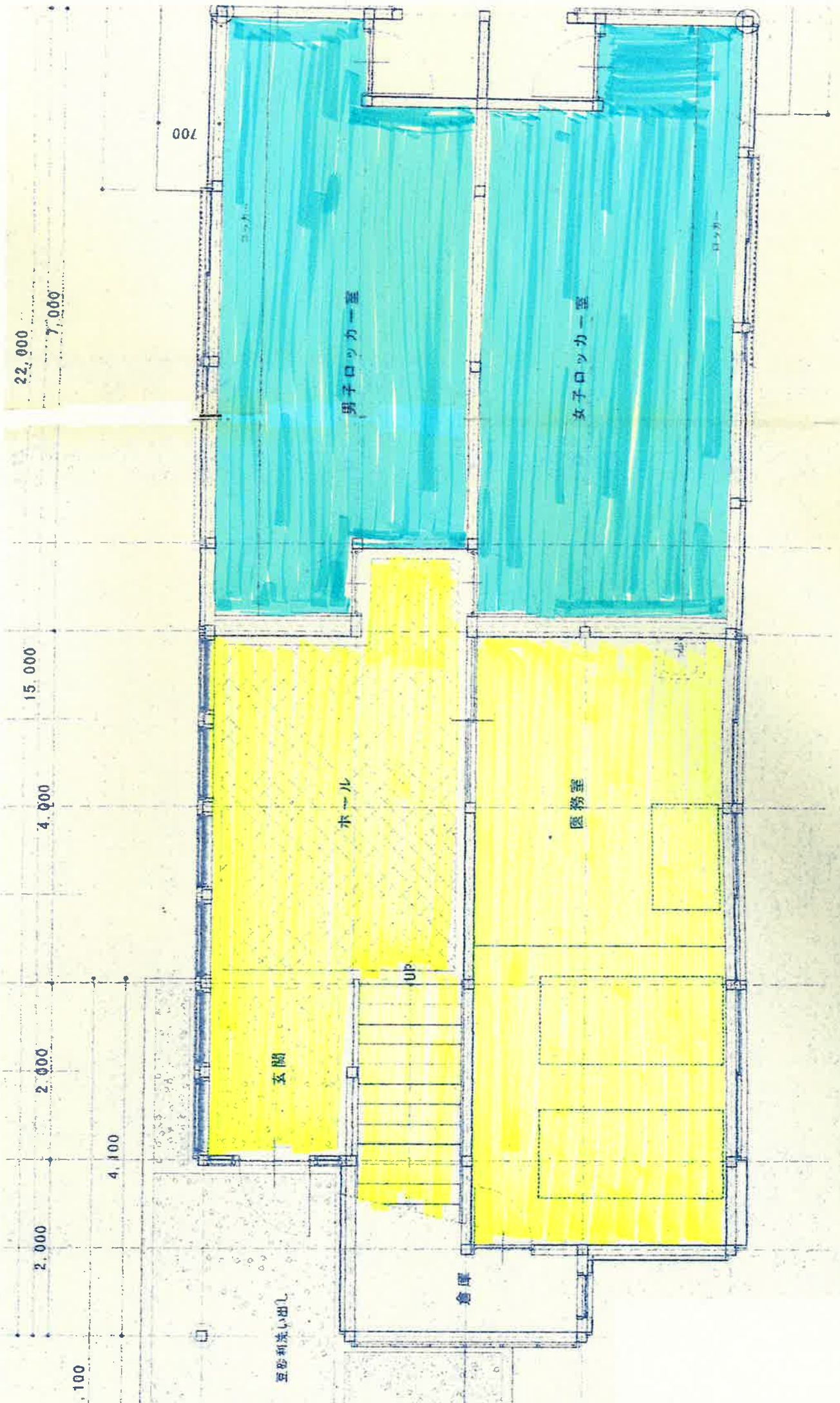






2ヶ月に1回

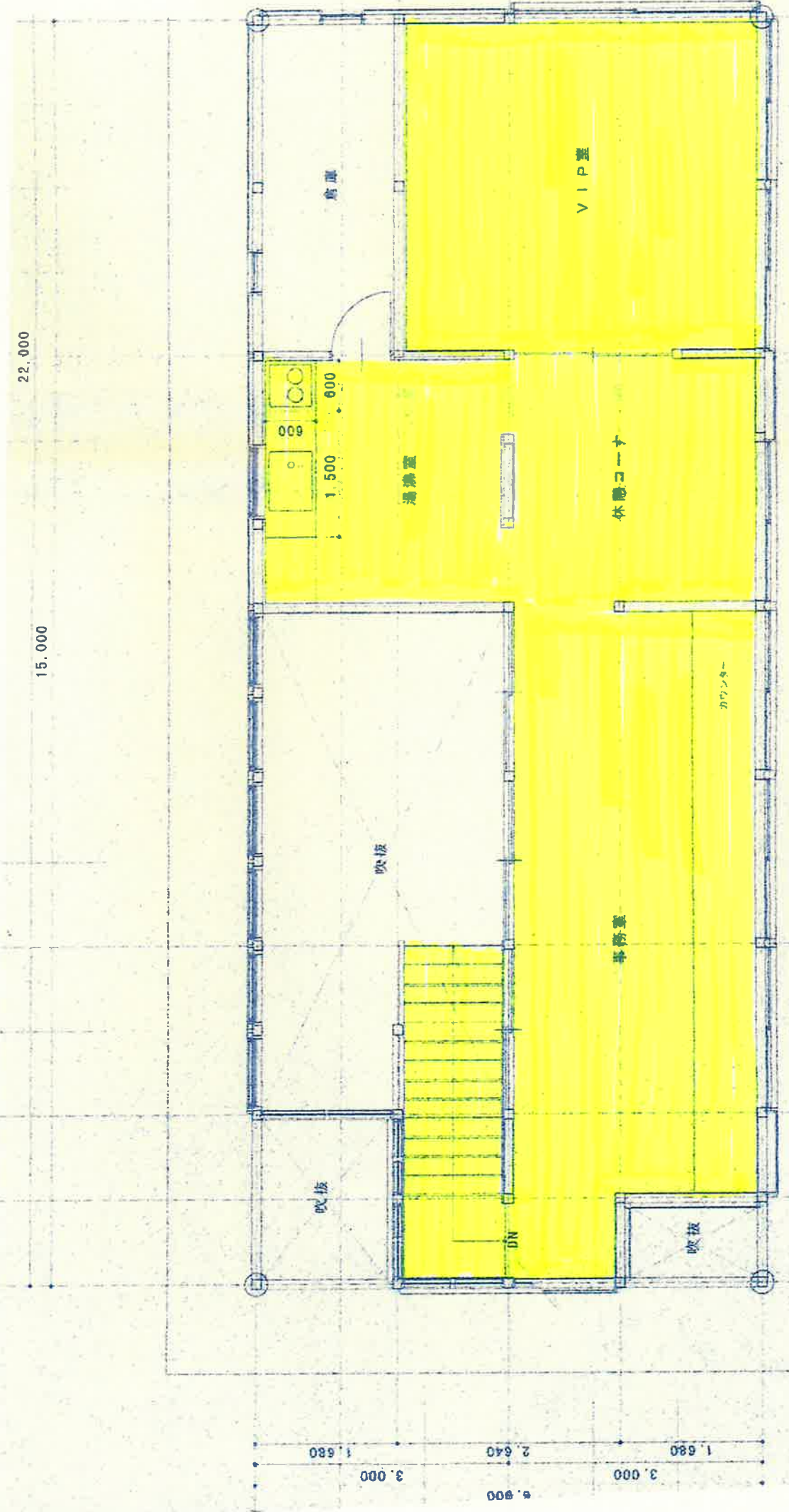
体育センター(定期清掃)



クラブハウス1F

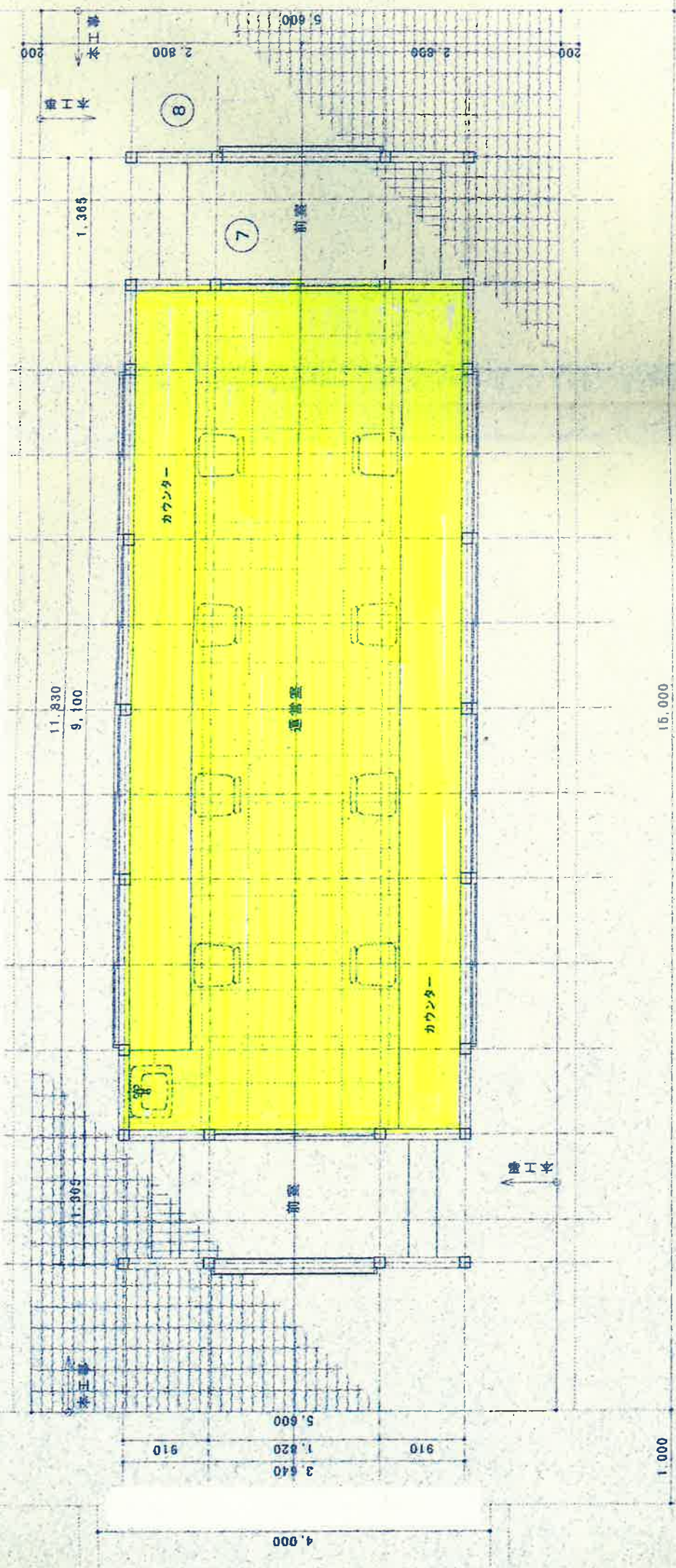
月1回

週2回



クラブハウス2F

月1回



テニスコート運営棟

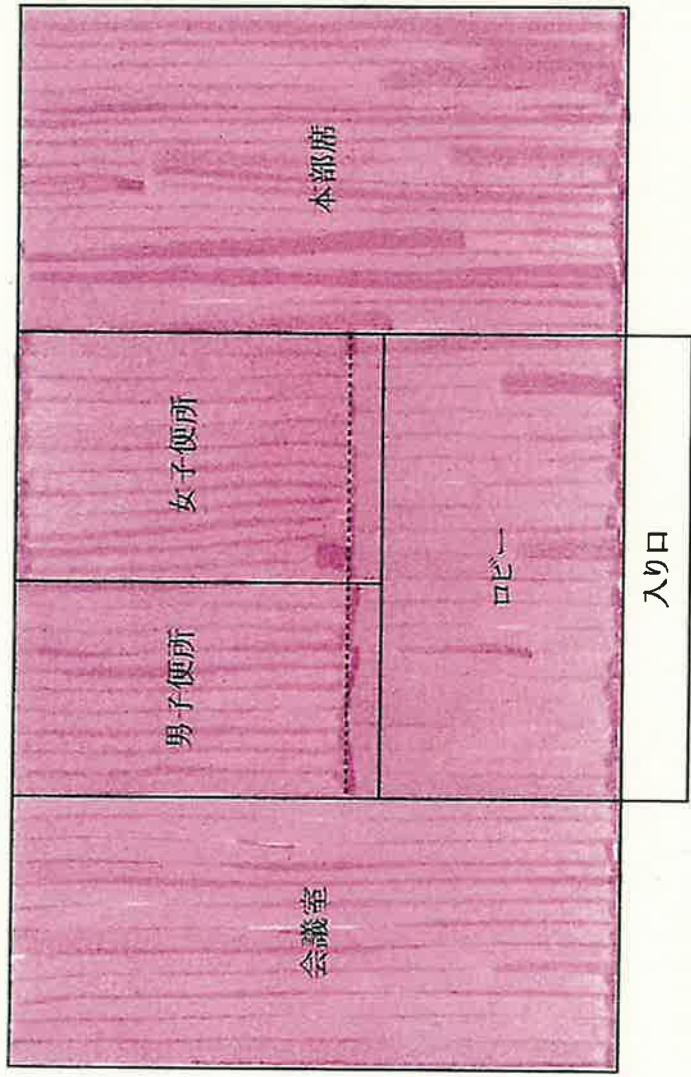
月1回



月1回

北管理事務所(日常清掃)

面積表	
ロビー	13㎡
本部室	40㎡
会議室	32㎡
男子便所	8㎡
女子便所	11㎡
合計	104㎡



面積表	
ロビー	13㎡
本部室	40㎡
会議室	32㎡
男子便所	8㎡
女子便所	11㎡
合計	104㎡

年1回

北管理事務所(定期清掃)